



宮 崎 県 公 報

平成20年10月27日（月曜日） 第 2028 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 特定調達契約に係る競争入札参加資格……………（総務事務センター） 1
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の縦覧…（環境対策推進課） 1
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課） 2

訓 令

- 公印規程の一部を改正する訓令……………（総務課） 2
 - 文書取扱規程の一部を改正する訓令……………（ " ） 2
 - 歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令……………（ " ） 3
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（生活福祉参課） 3
 - 採石業務管理者試験の合格者……………（工業支援課） 4
 - 土地改良区の役員の就退任の届出……………（農村整備課） 4

告 示

宮崎県告示第 798号

平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間に係る、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成20年10月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）及びその申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は持参又は送付（郵便にあっては、書留に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時受け付ける（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで）が、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書類の配布及び提出場所並びに申請についての問い合わせ先

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
申請書類は、県庁ホームページの「申請書等ダウンロード」の画面からダウンロード可能。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成23年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月1日から平成23年7月31日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第 799号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成20年10月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 申請者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
王子製紙株式会社 代表取締役 篠田和久
東京都中央区銀座4丁目7番5号
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
日南市大字隈谷字川北四乙1346番2の一部、日南市大字隈谷字川北五乙1453番の一部、乙1459番の一部、乙1474番の一部、乙1488番3の一部、乙1503番2の一部、乙1511番の一部、乙1515番1

の一部、乙1519番の一部、乙1520番の一部、乙1521番、乙1522番、乙1522番2、乙1523番、乙1523番2、乙1524番、乙1525番1の一部、乙1525番2の一部、乙1534番の一部、乙1535番の一部及び乙1576番の一部並びに日南市大字隈谷字山崎一乙1999番の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類の

管理型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の

燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん

5 申請年月日の

平成20年8月22日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県環境森林部環境対策推進課、宮崎県日南保健所及び日南市環境対策課

(2) 期間

平成20年10月27日（月曜日）から平成20年11月27日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部環境対策推進課

(2) 期間

平成20年10月27日（月曜日）から平成20年12月11日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

8 意見書の記載事項等の

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

宮崎県告示第八百号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年宮崎県規則第十一号）第十二条第一項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十年十月二十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消した年月日
小林市大字堤二〇九四番地三 セブンイレブン小林堤店内	有限会社リカーシヨックアくらぎ	平成二十年十月九日

訓 令

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年十月二十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第二十三号

本 庁
各出先機関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十七年訓令第六号）の一部を次のように改正す

る。

第九条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年十月二十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第二十四号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程（平成二年訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号を次のように改める。

十一 文書管理システム 電子計算機を利用して起草、決裁、施行、保存及び廃棄に関する文書の情報管理を行うシステムで、総務課長が管理するものをいう。

第二条中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十九号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第十七号とし、同条第二十号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第十八号とし、同条中第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とする。

第三条第二項中「処理及び」を削り、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第六条第四項第五号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第八条第一項第二号から第四号まで及び同条第二項から第四項までの規定中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条第六項とする。

第九条の二の見出し中「受信電子文書等」を「総合行政ネットワーク等文書」に改め、同条第一項中「総合文書管理システムにより受信した電子文書（以下「受信電子文書」という。）並びに」を削り、同条第三項中「受信電子文書及び」及び「（以下「受信電子文書等」という。）」を削り、同条第四項中「受信電子文書等」を「総合行政ネットワーク等文書」に改める。

第十一条第一項第三号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第十一条の三第一項を次のように改める。

文書取扱主任は、総合行政ネットワーク等文書を收受したとき、又は転送を受けたときは、次により処理しなければならない。

一 総合行政ネットワーク等文書に電子署名がなされている場合は、発信元の電子署名を確認した後、紙に出力し、確認者として押印すること。

二 総合行政ネットワーク等文書に電子署名がなされていない場合は、紙に出力すること。

第十五条第一項を次のように改める。

起草は、文書管理システムに登録して出力する決裁同書により行うものとする。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改

め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「総務課長」の下に「又は行政経営課長」を加え、同号を同条第四号とする。

第十九条中「部長名」の下に「局長名」を加える。

第二十条第一項中「又は部長名」を「部長名又は局長（企業立地推進局及び高速道対策局を除く。）名」に改める。

第二十一条第一項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第二十二條第二項を削る。

第二十六条中「電子決裁による場合を除き、」を削る。

第二十七条第二項中「電子起案」を「第十五条第一項の規定により起案」に、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第二十八条第一項ただし書を削る。

第二十九条第一項中「及び同条第二項」を削り、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第二項中「電子決裁の場合を除き、」を削り、同条第三項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改め、同条第四項中「第十五条第三項前段、同条第四項」を「第十五条第二項前段、同条第三項」に改め、「決裁された文書」の下に「（前項に該当するものを除く。）」を加え、「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第三十条を次のように改める。

（供覧）

第三十条 供覧すべき文書は、決裁同書を用い、取扱区分欄に「供覧」と表示をし、関係者の閲覧に供するものとする。ただし、軽易な文書については、当該文書の余白に「供覧」と朱書し、閲覧印を押して関係者の閲覧に供することができる。

第三十五条第一項第六号を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「発送しようとするときは」の下に「主務課において原議に施行日を記入し」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 文書管理システムに施行日を登録すること。

第三十八条第一項並びに第三十九条第一項、第二項及び第四項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第四十一条第一項中「三年及び一年」を「三年、一年及び一年未満」に改め、同条第三項中「ファイル管理台帳」を「ファイル管理表」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、保存期間の区分が一年未満の文書については、当該文書が完結した日から起算する。

第四十三条第一項中「及び一年保存の文書」を「並びに保存期間の区分が一年保存及び一年未満の文書」に改め、同条第二項中「総合文書管理システムにより引継文書一覧表を作成し、又は」を削る。

第四十四条第一項第三号中「ファイル管理台帳」を「ファイル管理表」に改める。

第四十六条第一項中「総合文書管理システムに必要事項を登録し、又は」を削る。

第四十七条第二項中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

第四十八条第四項中「総合文書管理システムにより廃棄文書一覧表を作成し、又は」を削る。

別表に次のように加える。

（一年未満）

一 照会、回答、依頼、協議、通知等の文書のうち一時的なもの

一 前号に掲げるもののほか、随時廃棄することが適当と認められるもの

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年十月二十七日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第二十五号

歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令

歴史資料文書管理規程（平成十二年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第八号中「総合文書管理システム」を「文書管理システム」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年10月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年9月30日	特定非営利活動法人 おもいやり	乗畑 初枝	宮崎県北諸県郡三股町新馬場2番地15	この法人は、地域社会を基盤として、市民相互の助け合いによって、支援の必要な人にサービスを提供し、誰もが人間らしい生活が出来る事を目指します。その為に、在宅で援助が必要な徘徊高齢者や、障害者、その家族などの手助けを必要とする人々に対して、住民参加と、助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、すべての人々が、健やかに暮せる地域社会づくりと福祉の増進に

			寄与する事を目的とする。
--	--	--	--------------

平成20年10月10日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次の受験番号のとおりである。

平成20年10月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

4, 6, 7, 8, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、
 榑山土地改良区 (三股町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年10月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	大 村 昭 一	三股町大字榑山3612番地 1
副理事長	政 野 睦 己	三股町大字榑山 384番地
会計担当 理 事	蔵 元 順 市	三股町大字榑山 179番地
理 事	原 田 勇	三股町大字榑山3143番地 4
理 事	原 田 好 弘	三股町大字榑山3133番地
理 事	中 西 敏 秋	三股町大字榑山2776番地
理 事	西 村 善 久	三股町大字榑山1273番地 3
理 事	上 石 昭 二	三股町大字榑山2641番地35
理 事	山 元 幸 一	三股町大字榑山3515番地
理 事	小 牧 数 弘	三股町大字長田 207番地 6
総括監事	中 西 勝	三股町大字榑山2308番地40
監 事	出 水 安 美	三股町大字榑山 266番地
監 事	中 内 勇 一	三股町大字榑山1297番地

(任期：平成22年10月 8 日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	大 村 昭 一	三股町大字榑山3612番地 1
副理事長	政 野 睦 己	三股町大字榑山 384番地

会計担当 理 事	蔵 元 順 市	三股町大字榑山 179番地
理 事	原 田 勇	三股町大字榑山3143番地 4
理 事	中 原 広 美	三股町大字榑山3037番地
理 事	中 西 敏 秋	三股町大字榑山2776番地
理 事	西 村 善 久	三股町大字榑山1273番地 3
理 事	上 石 昭 二	三股町大字榑山2641番地35
理 事	東 村 文 秋	三股町大字宮村3322番地 4
理 事	米 満 孝	三股町大字宮村 382番地
理 事	山 元 幸 一	三股町大字榑山3515番地
理 事	小 牧 数 弘	三股町大字長田 207番地 6
理 事	鈴 木 直 信	都城市上長飯町 198番地イ - 1
総括監事	永 山 芳 春	三股町大字榑山4541番地 2
監 事	山 領 征 男	三股町大字榑山1117番地 2
監 事	上 原 数 盛	三股町大字榑山 2 番地 1